

国土交通省中部地方整備局

令和 3 年 5 月 21 日

民間競争入札実施事業

「国営木曾三川公園 運営維持管理業務」の実施状況報告

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

I 事業概要等

事 項	内 容
事業概要	<p>国営木曾三川公園（岐阜県海津市、各務原市、羽島市、愛知県一宮市、江南市、稲沢市、愛西市、三重県桑名市）における運営維持管理業務</p> <p>1) 公園運営維持管理業務</p> <p>①本業務全体の計画立案及びマネジメント業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務全体の計画立案及びマネジメント ・施設利用料徴収、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務等 <p>②企画運営管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画広報（行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整） ・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視等 <p>③施設・設備維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持修繕、保守点検等（建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備） ・清掃（園内清掃、園内建物清掃） ・魚類等管理等 <p>④植物管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高木管理、中低木管理、林地管理、草地管理、草花管理等（草刈り、施肥、灌水、剪定等） <p>2) 収益施設等設置管理運営業務</p> <p>①収益施設運営業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食・物販施設、展示施設等の運営 <p>②自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時飲食・物販施設等の運営

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食・物販施設等の設置運営 ・ 指定する既存施設の改修運営
事業実施期間	令和2年2月1日から令和6年1月31日までの4年間 (※評価対象期間は、令和2年2月1日から令和3年3月31日まで)
受託事業者	一般財団法人 公園財団
契約金額 (税抜)	2,807,000,000円 (令和元年度：113,000,000円) (令和2年度：700,000,000円) (令和3年度：704,000,000円) (令和4年度：704,000,000円) (令和5年度：586,000,000円)
入札の状況	入札説明書交付者:2者、入札参加者:1者
事業の目的	<p>本業務は、本公園において、国営公園設置の意義を踏まえ、その効用を最大限発揮させるべく、公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、施設利用料徴収、巡視・保安警備、公園利用者に対するサービスの提供、利用指導、救急、公園利用者の安全・安心の確保、地域貢献や市民等との協働、他の施設管理者との連携、建物や工作物等公園施設の維持管理、清掃、植物の育成・維持管理、収益施設の運営など多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものであり、その効用を最大限発揮させることを目的とする。</p>
受託事業者決定の経緯	<p>本業務にかかる落札者の決定は、総合評価落札方式により実施することとしており、令和元年8月23日の提出期限までに入札参加者1者から提出された競争参加資格確認申請書類及び技術提案書について、外部有識者を含む評価者により審査した結果、入札参加資格及び評価基準を満たしていた。</p> <p>入札結果については令和元年10月30日に開札した結果、予定価格の範囲内であったことから、一般財団法人公園財団を受託事業者として決定した。</p>
特記事項	本業務において、業務に係る法令違反行為は発生していない

(改善指示・法令違反行為等の有無)	ない。また、重大な事故発生や著しい業務の質の低下など、業務の適正かつ確実な実施を確保するために、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第 26 条における報告の徴収等及び同法第 27 条における指示等が必要な状況は発生していない。
-------------------	---

II 評価

1. 事業の質に関する評価

本業務においては、「令和元年度国営木曾三川公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）により、サービスの質として「包括的な質」と「個別業務の質」を設定しているところである。

このサービスの質について達成状況を確認するため、実施要項に記載された方法により実施したモニタリング調査の結果等について報告する。

(1) 包括的な質

1) 公園利用者数の確保

①年間及び四半期ごとの公園利用者数

ア. 達成すべき質

【令和元年度（令和 2 年 2 月から令和 2 年 3 月まで）】

・約 100 万人以上

【令和 2 年度】

・年間約 900 万人以上

イ. 結果

・令和元年度（令和 2 年 2 月から令和 2 年 3 月まで）の公園利用者は 1,237,067 人となり、達成すべき質は確保された。

・令和 2 年度の公園利用者は年間 6,670,853 人となり、達成すべき質は確保されなかった。

達成すべき質が確保されなかった要因として、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、屋内、屋外施設の利用休止（臨時休園）、イベントの中止等の措置をとったことに起因するものであり、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

・なお、政府の緊急事態宣言解除後（愛知・岐阜・三重：5/14～）は再開園をしたものの、県独自の緊急事態宣言（愛知県：8/6～8/24、岐阜県：7/31～8/31、三重県：8/3～8/31）により、県をまたぐ不要不急の移動自粛・お盆の移動自粛等の要請や、東海 3 県とも公立学校の夏休みの大幅な縮減が重なったこと、また天候面では、7 月の記録的な長梅雨や 8 月の体温を超えるような猛

暑日が続いたことにより、公園利用者が低い水準で推移したものと考えられる。

- ・また、10月以降も、全般的に新型コロナウイルスの感染防止対策として、集客性の高い大型イベントの自粛を継続したほか、長良川サービスセンター及びカルチャービレッジのトレーニングルーム及び更衣室・シャワー室の利用中止を継続したり、「新型コロナウイルス感染防止対策 愛知・岐阜三重3県事共同メッセージ」による年末年始、期間中の移動自粛要請（12/28～1/11）、愛知県、岐阜県の緊急事態宣言（1/13～3/7）、三重県の緊急警戒宣言（1/14～3/7）に伴う利用自粛要請など年間を通して公園利用者数を確保するための社会情勢に至らなかった。
- ・そのような状況下において、各種イベント開催に対してのマスメディアやSNSなど広報の充実化を図ることにより、国営木曾三川公園のサービスの質を落とすことなく運営できたものとする。引き続き、3年度以降も、各種イベント開催における広報の充実（記者投げ込みやSNS活用など）に努めていく予定。

表1 公園利用者数の確保

達成すべき質	令和元年度 実績	令和2年度 実績
年間900万人以上	1,237,067人 ※2	6,670,853人
第1四半期	—	1,067,510人
第2四半期	—	1,650,395人
第3四半期	—	2,190,321人
第4四半期 ※1	1,237,067人 ※2	1,762,627人

※1) 令和元年度（令和2年2月から令和2年3月まで）は100万人以上

※2) 令和2年2月から令和2年3月までの公園利用者数

2) 公園利用者満足度の向上

①公園の運営に関する公園利用者の「満足」「まあまあ満足」の回答比率

ア. 達成すべき質

【令和元年度（令和2年2月から令和2年3月まで）】

- ・第4四半期約75%以上

【令和2年度】

- ・年間約75%以上

イ. 結果

- ・令和元年度（令和2年2月から令和2年3月まで）の「満足」「まあまあ満足」の回答比率は92.7%となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和2年度は、「満足」「まあまあ満足」の回答比率が年間で98.8%となり、達成すべき質は確保された。

表2 公園の運営に関する公園利用者の「満足」「まあまあ満足」の回答比率

達成すべき質	令和元年度 実績	令和2年度 実績
年間 75%以上	92.7%※1	98.8%
第1四半期 75%以上	—	99.2%
第2四半期 75%以上	—	98.2%
第3四半期 75%以上	—	98.8%
第4四半期 75%以上	92.7%※1	98.8%

※1) 令和2年2月から令和2年3月までの公園の運営に関する公園利用者の「満足」「まあまあ満足」の回答比率

3) 地域特性を生かした植物管理

①第1四半期（春季）及び第3四半期（秋季）の木曾三川の地域特性を生かした花修景等に関する「満足」「まあまあ満足」の回答比率

ア. 達成すべき質

- ・第1四半期約60%以上、第3四半期約60%以上、

イ. 結果

- ・令和2年度は、「満足」「まあまあ満足」の回答比率が第1四半期で95.5%、第3四半期で98.3%となり、達成すべき質は確保された。

表3 木曾三川の地域特性を生かした花修景等に関する「満足」「まあまあ満足」の回答比率

達成すべき質	令和2年度 実績
第1四半期 60%以上	95.5%
第3四半期 60%以上	98.3%

4) 多様な利用プログラムの提供

①河川環境楽園 自然発見館での環境教育プログラムの開催回数

ア. 達成すべき質

【令和元年度（令和2年2月から令和2年3月まで）】

- ・約125回

【令和2年度】

- ・年間約1,000回以上

イ. 結果

- ・令和元年度（令和2年2月から令和2年3月まで）の河川環境楽園 自然発見館での環境教育プログラムの開催回数は67回となっており、達成すべき質が確保されなかった。達成すべき質が確保されなかった要因として、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和2年2月29日より屋内施設の利用休止の措置をとったことに起因するものであり、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。また、令和元年度の達成すべき質に対しての計画が、2月が52回、3月は73回としており、2月の計画目標については達成できたものと考えられる。
- ・令和2年度は、環境教育プログラムの計画的な取り組みに努めた。
- ・令和2年度の開催回数は1,141回となり、達成すべき質は確保された。

表4 河川環境楽園 自然発見館での環境教育プログラムの開催回数

達成すべき質	令和元年度 実績	令和2年度 実績
年間開催回数 1,000回以上	67回※1	1,141回

※1) 令和2年2月から令和2年2月28日までの河川環境楽園自然発見館での環境教育プログラムの開催回数

②アクアワールド水郷パークセンターでの環境教育プログラムの開催回数

ア. 達成すべき質

【令和元年度（令和2年2月から令和2年3月まで）】

- ・約5回

【令和2年度】

- ・年間約180回以上

イ. 結果

- ・令和元年度（令和2年2月から令和2年3月まで）の環境教育プログラムの開催回数は12回となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和2年度の開催回数は238回であり、達成すべき質は確保された。

表5 アクアワールド水郷パークセンターでの環境教育プログラムの開催回数

達成すべき質	令和元年度 実績	令和2年度 実績
年間開催回数 180回以上	12回※1	238回

※1) 令和2年2月から令和2年2月28日までのアクアワールド水郷パークセンターでの環境教育プログラムの開催回数

5) 情報受発信

① マスコミによる報道件数

ア. 達成すべき質

【令和元年度（令和2年2月から令和2年3月まで）】

- ・約300件

【令和2年度】

- ・年間約1,500件以上

イ. 結果

- ・令和元年度（令和2年2月から令和2年3月まで）の報道件数は313件となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和2年度の報道件数1,817件となり、達成すべき質は確保された。

表6 マスコミによる報道件数

達成すべき質	令和元年度 実績	令和2年度 実績
年間報道件数 1,500件以上	313件※1	1,817件

※1) 令和2年2月から令和2年3月までのマスコミによる報道件数

(2) 個別業務の質

ア 達成すべき質

以下に示す個別業務の質を確保すること。

1) 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務

- ・多岐にわたる業務について適切な目標を定め、総合的な調整のもと相互連携を保ちつつ、実施の方法が決定され、さらに、これらの業務を総括し、適切な進捗管理が行われていること。

また、施設利用料の徴収、国庫への納入などを行うこと、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を実施すること。

2) 企画運営管理業務

- ・公園利用者の満足度が高いレベルで保たれていることを目的とし、多種多様な公園利用者のニーズを適切に把握したうえで、指定された業務内容を実施し、公園利用者への適切な指導・サービス、利用促進のための行催事、公園ボランティアとの良好な連携に向けた支援・調整を行うとともに、常時適切な広報、情報発信を行い認知度を向上すること。

3) 施設・設備維持管理業務

①維持修繕・保守点検

- ・建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等の性能が常時適切な状態で保たれているとともに、公園利用者の安全が確保されていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、建物、園路広場、遊具等の機能及び劣化の状態を調査するとともに、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置が判断・実行されていること。

②清掃

- ・快適な公園環境が保たれていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、又は汚れを予防すること。

③魚類等管理

- ・魚類等が常に良好な状態で飼育展示できること。また、指定された業務内容を実施し、公園利用者が生物と親しむ学習の場として利活用されるように努めること。

4) 植物管理業務

- ・本公園の意義や役割、機能を踏まえた演出を目的とし、公園全体の利用状況、景観、季節、及び生物の生育環境等に応じ、自生植物や園芸植物等の特性にあった年間管理計画を作成し、植物が常に良好な状態にあること。

5) 収益施設等設置管理運営業務

- ・公園利用者へのサービス向上を目的とし、公園管理の包括的・統一的な管理のもと、公園運営維持管理業務との連携調整を図りながら、公園利用者の利便性が高まり、安全・快適かつ清潔な環境が保たれていること。また、自主事業を行う場合は、公園の利便性や魅力をより一層高めるよう適切に行うこと。

イ 結果

- ・個別業務の質に関する履行確認は、受託事業者からの企画提案を含め、全ての事

項を網羅した『履行確認調書』を作成し、中部地方整備局が項目に応じた履行確認を書面及び現地立ち会いにより実施している。さらに、個別業務については、月別の履行確認チェックシートを作成し、月毎に業務の執行状況の詳細を確認しており、個別業務の質が確保されていることを確認した。

(3) 受託事業者からの改善提案による改善実施事項

受託事業者からは、企画提案時及び業務を履行するなかで、以下のようなサービス向上のための提案が出されており、これらの提案については、毎月開催される連絡調整会議（中部地方整備局と受託事業者との定例会議）等で調整を行い実施している。

①実施状況

1) 長良川サービスセンターの健康ステーション

- ・長良川サービスセンターを「健康ステーション」と位置付けて、エアロビクス、ピラティス、ヨガ教室、子供体育教室など、高齢者から子どもまで参加できる多様な健康づくりのためのプログラムを開催した。



2) アクアワールド水郷パークセンターにおける歴史・文化系環境教育プログラム

- ・アクアワールド水郷パークセンターにおいて、絶滅危惧Ⅱ類の植物であるオニバスを身近に知るためのオニバスミニガイドや岐阜県海津市漁業協同組合協力による寒鮎漁のデモンストレーションを実施した。

3) マスメディアの活用

- ・地域の自治体広報誌、地域のミニコミ誌、鉄道会社広報誌等を最大限活用し、効果的な広報宣伝を実施した。また、報道による公園サービス内容や魅力等の周知や利用促進に努めた。

4) プチボランティアを楽しむ仕組みの導入

- ・幅広い方が、好きなタイミングで、好きな時間だけボランティアができるプチボランティア制度を立ち上げ、活動時間によりポイントを付与し貯めたポイントをパークマネーとして公園内で使えるような運営を実施した。また、ボランティア活動の多様化・活性化、交流の促進に努めた。

5) イルミネーションによる利用促進

- ・木曽三川公園センターにおいて、「冬の光物語」にて冬のイルミネーションを開催した。なお、例年実施しているステージイベント形式による点灯式は行わず、オンライン配信による点灯式を行い、新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めた。
- ・138 タワーパークにおいて「ツインアーチのメリークリスマス2020 星空のDistance」を開催した。密集を回避するため場内動線を一方通行とし、電飾デザインを工夫し社会的距離を保って見学できるような配慮をすることで、新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めた。これらイベントは報道取材中継も行われ、コロナ禍のイベントの在り方についての周知につながった。



6) 堀田を利用したイベント

- ・アクアワールド水郷パークセンターにおいて、平成 30 年 4 月に開園した堀田を利用した稲刈りなどの農体験プログラムを実施した。



7) ボランティア活動

- ・アクアワールド水郷パークセンターにおいて、水郷倶楽部による、堀田をフィールドとした自然体験イベント（草刈り）やガーデナー倶楽部による、園内花壇の管理活動を実施した。
- ・138 タワーパークについて、もくパラ倶楽部による、園内の自然を活かした体験イベント（自然観察、自然工作教室、保全活動等）を実施した。

8) B B F 教室の新設

- ・長良川サービスセンターにおいて、ボディブレインフィットネス（からだと脳に同時刺激で体力&脳力アップの効果が期待できる）の教室を新設した。



9) 「空と森のマルシェ」の開催

- ・138 タワーパークにおいて、市民参加型のマルシェイベントを立ち上げ、2ヶ月に1回程度の定期開催とした。

10) 「ハロウィン装飾」の実施

- ・138 タワーパークにおいて、秋の花修景に加えて、ハロウィンに絡めたフォトスポットを設置した。

②評価

長良川サービスセンター内で実施する健康増進プログラムの充実（ボディブレイクフィットネス新設やエアロビクス、ピラティスなど）により、年齢を問わず、たくさんの公園利用者の健康維持・増進に繋がっている。

また、絶滅危惧種のオニバスや伝統的農業手法である「堀田」など歴史文化・自然環境を体験するプログラムを実施したことにより、地域の歴史文化・自然環境に対する見識を深めるとともに、公園の持つ魅力向上に貢献している。

2. 実施経費についての評価

従前経費（平成24年度）と令和2年度の実施経費を比較すると、削減額は23,800千円（削減率3.3%）となる。公共工事設計労務単価の上昇を考慮し、平成24年度の労務単価に置き換えた場合は、令和2年度の実施経費が627,005千円となり、96,795千円（削減率13.4%）の経費削減が図られたと評価できる。

項目	金額等	労務単価による補正後の金額等
従前経費（A） （税抜）	723,800,000円 （平成24年度）	同左
実施経費（B） （税抜）	4年0ヶ月：2,807,000,000円 令和元年度：113,000,000円 令和2年度：700,000,000円 令和3年度：704,000,000円 令和4年度：704,000,000円 令和5年度：586,000,000円	令和2年度の実施経費 627,004,824円
削減額（C） ＝（A）－（B）	<令和2年度との比較> 23,800,000円	<令和2年度との比較> 96,795,176円
削減率（C/A ×100）	<令和2年度との比較> 3.3%	<令和2年度との比較> 13.4%

3. その他（特記事項に係る経緯等）

改善指示・法令違反行為はなかった。

4. 競争性改善のための取り組み

中部地方整備局では、本事業における競争性改善のため、以下の通り取組を実施した。

- ・入札公告から申請書類等の受付期間の延長
市場化テスト2期目(平成27年度入札公告)では17日間であったが、市場化テスト3期目(令和元年度入札公告)では31日間に延長した。
- ・入札参加が期待される関係団体等へ周知するための広報
市場化テスト3期目に新たに実施した。
- ・包括的な質の設定に関する改善
公園利用者数の確保、公園利用者満足度については、市場化テスト1期目では年間及び四半期毎に達成すべき質について設定していたが、市場化テスト3期目では事業者の自由な提案を求めるため、年間のみ達成すべき質を設定した。
- ・収益施設等設置管理運営業務の対象拡大
新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、自主事業の対象に、飲食・物販施設等の設置運営、指定する既存施設の改修運営を追加した。
- ・提案項目審査における加算点の配分拡大
新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、提案項目について下表のとおり加算点の配分を拡大した。

	配点	
	市場化テスト 1期目	市場化テスト 3期目
自主事業の提案	10点	20点
収益施設の運営に関する提案	10点	20点
従来の実施方法に対する改善提案	10点	25点
(参考) 提案項目審査の合計点	145点	180点

(2) 配置予定者の業務実績等に関する要件の改善

- ・開園期間中の業務責任者の実施体制を改善
開園期間中の総括責任者及び業務責任者の勤務体制について、市場化テスト1期目は総括責任者及び業務責任者のうち2名以上が勤務することとなっていたが、市場化テスト3期目は総括責任者1名もしくは業務責任者のうち2名以上が勤務する体制へと緩和した。
- ・企業及び配置予定者の業務実績要件の緩和

市場化テスト1期目は同種又は類似業務の経験について、過去10年の業務を対象としていたが、市場化テスト3期目は過去15年に対象期間を延長した。

5. 新プロセス移行後の状況

本事業において、4. のとおり競争性改善のための取組を講じてきたところ、応札者は1者となっている。1者応札になった原因を探るため、実施要項を受け取ったが入札に参加しなかった事業者等にヒアリングしたところ、「業務エリア及び内容が多岐に渡っており、履行体制の確保が困難」との意見が複数者からあったが、本業務は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。そのため、これらの業務を分割して発注する場合、国が各業務間の調整を行う必要があるが、調整に係る事務処理が増大し、現行の体制で多岐にわたる業務を一元的管理方針のもとで相互連携を保ちながら的確に執行していくことは困難であり、公園運営に支障をきたす可能性があることから、分割して発注することは難しいと考えている。

これを考慮すると今まで以上の改善策を講じて競争性を確保することは困難な状況である。

6. 評価委員会等からの評価

令和3年4月に国営木曽三川公園運営維持管理業務有識者委員会に本業務の実施状況を説明し、終了プロセスに移行することが妥当とされた。

7. 評価のまとめ

(1) 評価の総括

令和2年度において、「達成すべき包括的な質」及び「個別業務の質」について、一部、目標を達成できなかった項目があるものの、新型コロナウイルス感染拡大防止の措置によるものであり、実施要項に基づき適切に業務を実施し、サービス水準の維持が図られているものと評価できる。

また、中部地方整備局と調整しつつ各種改善提案を行うとともに受託事業者のノウハウを活かしたサービスの提供等にも努めており、サービス水準の向上につながっているものと評価できる。

特に、マスメディアやSNSなど広報を通じた国営木曽三川公園の魅力の充実化や新型コロナウイルス感染拡大防止に対する丁寧な対応に努めた結果、公園利用者満足度や情報受発信（マスコミによる報道件数）など公園利用者以外での質は確保されており、国営木曽三川公園の魅力を一層高めている点が評価できる。

(2) 今後の方針

本事業の市場化テストは、今期で3期目であるが、事業全体を通じた実施状況は以下のとおりである。

- ①事業実施期間中、受託事業者が業務改善指示等を受けたり、法令に係る違反行為等はなかった。
- ②今後は、「外部評価委員会」において、本事業の実施内容及び結果の実績評価を行う予定である。
- ③民間競争入札の結果、3期連続一者応札であり、競争性に課題がある。
- ④確保されるべき公共サービスの質及び受託事業者から提案のあった項目に対する実施状況について、良好なサービスが達成されたと認められる。
- ⑤市場化テスト導入前（平成24年度）と比較すると、受託事業者の創意・工夫により効率化が図られており、民間競争入札導入後9年が経過した現在でも経費削減の効果を上げている。

これらのことから、本事業については、業務の質、実施経費の削減では良好な結果となっているものの、競争性の確保という点で課題がある。

本事業については、入札公告から申請書類等の受付期間の延長、関係団体等へ周知するための広報、包括的な質の設定に関する改善等の競争性改善に向けた取組を実施してきたものの、新プロセス1期目、2期目（市場化テスト2期目、3期目）がそれぞれ一者応札という結果であった。

これは、競争性改善に向けた取組を実施してもなお、事業者において人員を確保することが困難であることが要因と考えられる。

しかし、本事業は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い一元管理方針のもとで総合的な調整を実施することにより、各業務の相互作用によって業務の効率化や一体的な公共サービスの提供を図ることに意義があるため、業務を分割すること等による対応は困難である。

以上のことから、本事業については競争性に課題が認められるものの、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日 官民競争入札等監理委員会決定）Ⅲ.4に基づき、総合的に判断し、現在実施中の業務をもって市場化テストを終了することとしたい。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を経て厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき、中部地方整備局としても自らサービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をして参りたい。